

# 万国郵便連合憲章の第十二追加議定書等

(正式名称：万国郵便連合憲章の第十二追加議定書、万国郵便連合一般規則の第四追加議定書、万国郵便連合一般規則の第五追加議定書、万国郵便条約の第一追加議定書及び万国郵便条約の第二追加議定書)



## 背景

- **万国郵便連合 (UPU)** は、**国際郵便のルール作りを行う国連専門機関**。現在192か国・地域が加盟。事務局長は2022年から**日本の目時政彦氏** (任期は2029年末まで)。
- UPUは4年ごとに大会議を開催し、①**憲章 (UPUの目的・組織等の規定)**、②**一般規則 (UPUの運営・財政等の細目)**、③**万国郵便条約 (国際郵便のルール)**を、それぞれ**追加議定書の採択**によって改正。
- 今次改正は、Eコマースの拡大等の国際郵便を取り巻く環境の変化を踏まえ、**組織のより効率的な運営**や、各国の**国際郵便業務のより合理的な実施**を可能にするためのもの。

## 主な内容

### 1 万国郵便連合憲章の第12追加議定書

- 加盟国の地域ごとの協力グループを表す用語を、「限定連合」から、より実情に即した「地域連合」に変更。

### 2 万国郵便連合一般規則の第4・第5追加議定書

- UPUの諮問委員会 (民間の配達業者や有識者等が参加) が会議に参加する機会や役割を拡大。
- 国際事務局長・次長の選挙規定の改正 (立候補者ヒアリングを行うために立候補期限を前倒し) 及び財政規定の改正 (加盟国の分担金支払い額の調整手続を明確化)

### 3 万国郵便条約の第1・第2追加議定書

- 各国の国際郵便業務を合理化する観点から、条約に規定される郵便物の種類を簡素化。
- 到着料等の国際郵便物に係る料金を、郵便コストの実情等に合わせて定期的に改定。

## 早期締結の必要性

- 最新の国際郵便ルールに沿って、**日本の国際郵便業務を引き続き安定的かつ効率的に実施**していく。
- 日本としてUPUを重視する姿勢を示し、**目時事務局長のリーダーシップを後押し**する。